

# 食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業に係る公募要領

制定 令和2年4月1日付け元食産第5660号  
令和2年4月1日付け元政統第1718号  
農林水産省食料産業局長通知  
政策統括官通知

## 第1 趣旨

日EU・EPAの発効により、競争力のあるEU産ビスケット類の関税が撤廃される一方で、ビスケット類の原料となる米国産小麦のマークアップが維持されたため、国内産小麦を安定的に引き取っている国内の菓子製造事業者は大きな影響を受け、国内産小麦の行き場が失われるおそれがあります。

このため、原料小麦と製品の国境措置の整合性を確保するため、日EU・EPAに伴う菓子等対策事業（以下「事業」といいます。）を実施することにより、菓子製造事業者への日EU・EPAによるビスケット類の関税撤廃の影響を最小限に抑え、国内産小麦の生産・消費体系全体の維持を図ります。

## 第2 内容

本事業は、食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業実施要綱（令和2年4月1日付け元政統第1714号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。）第3に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」といいます。）に対して、ビスケット類の製造に使用した小麦粉及びプレミックス等の使用量に応じたEU産ビスケット類の関税削減分と整合する米国産小麦のマークアップ引下げ相当額を経費として助成するものです。

## 第3 応募の要件

### 1 応募対象者

本事業に応募できる者は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに輸入原料小麦粉等（国家貿易により輸入された小麦を原料又は原料の一つとして国内で製粉されたもの（プレミックス等を含みます。）をいいます。以下同じ。）を用いて以下の製品を製造するビスケット類を製造する事業者（以下「ビスケット類製造事業者」といいます。）とします。

#### （1）最終製品

輸入原料小麦粉等を用いて製造されたビスケット類の表示に関する公正競争規約（昭和46年4月8日公正取引委員会告示第26号）第2条第1項に規定するビスケット類を加工包装したものであって、賞味期限が120日以上の商品又はEU産ビスケット類と直接的な競合関係にあることが認められる商品。ただし、チョコレート類の表示に関する公正競争規約（昭和46年3月29日公正取引委員会告示第16号）第3条の規定に基づきチョコレート類である旨の表示を付している商品、国内産小麦を使用している旨の表示を付している商品及び海外で販売する目的で製造した商品は、対象外とします。

## (2) 中間製品

ビスケット類の製造の中間工程で作られたものであって、以後の製造工程を経ることによって(1)の最終製品となるものです。

## 2 支払対象

支払いの対象となるものは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までのビスケット類製造事業者が製造した1(1)及び(2)に用いられた輸入原料小麦粉等の使用量に応じたEU産ビスケット類の関税削減分と整合する米国产小麦のマークアップ引下げ相当額分です。

## 第4 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、食糧麦菓子製造業経営支援対策費補助金交付要綱(令和2年4月1日付け元政統第1716号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。)第1の補助事業に要する経費(単価に小麦粉等使用数量を乗じて算出した額。以下「所要額」といいます。)です。

なお、所要額は、千円単位で計上することとします。

## 第5 補助金額及び補助率

補助金の総額は、686,400千円であり、この範囲で事業実施に必要となる経費を助成します。

補助率については、定額(補助金総額を申請のあったビスケット類の製造に使用した輸入原料小麦粉等の総量(kg)で除して設定した助成単価に、各社の農林水産省食料産業局長及び農林水産省政策統括官から承認された申請数量を乗じた額)とします。

なお、申請されるビスケット類製造量が例年ベースの25万tに収まると仮定すると、助成単価はキロ当たり3円程度と考えられます。

## 第6 事業実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。

## 第7 提出書類等

### 1 種類

事業者ごとの提出する提出書類は、次のとおりとします。これに加えて、農林水産省から資料等の提出を求められたときは、当該資料等を提出するものとします。

#### (1) 第3の要件を満たすビスケット類製造事業者

##### ア 提出書類

- ・応募申請書(別紙様式)
- ・事業実施計画報告書類
  - (ア) ビスケット類製造数量等(様式1及び様式1-2)
  - (イ) 輸入原料小麦粉等の購入数量(様式2)

- (ウ) ビスケット類工場の概要（様式3）
- (エ) ビスケット類オープンの保有状況（様式4）
- (オ) 本件に係る問合せ先（様式5）
- (カ) 誓約書（様式6）

(ア)～(オ)に掲げる報告書類については、イに掲げる提出先（農林水産省食料産業局）に電子媒体（エクセルファイル等編集可能な形式）を提出します。

上記の書類を提出するに当たっては、各様式に以下の書類を添付するものとします。

（様式1）

- ・ 最終製品については、製品ごとに包装の表部分及び一括表示部分分かる写真（（様式1）の番号欄の該当番号を記入すること。）。中間製品については、取引先に販売する包装資材（外観）及び包装資材の中（蓋を開けた状態のもの。）が分かる写真（（様式1）の番号欄の該当番号を記入すること。）及び最終製品の包装の表部分並びに一括表示部分分かる写真（上記番号の枝番を記入すること（例：1－①）。）。

- ・ 最終製品については、賞味期限が120日以上であることを証明する書類（例：カタログ）又はEU産ビスケット類と直接的な競合関係にあることを証明する書類（例：同一店舗で、EU産ビスケット類が販売されていることが分かる写真）

中間製品については、その最終製品の賞味期限が120日以上であること又はその最終製品がEU産ビスケット類と直接的な競合関係にあることを証明する書類。

- ・ ビスケット類の製造数量の明示された第三者による証明書類（例：公認会計士等第三者による会計監査に係る書類）。当該書類が提出できない場合、出荷数量又は販売数量が分かる書類（例：販売先の受領書）

ビスケット類の製造数量の明示された第三者による証明書類又は出荷数量若しくは販売数量が分かる書類を提出できない場合、報告書類の記載事項の確認のために、工場等において現地調査を実施することがあります。

（様式1－2）

- ・ 小麦粉及びプレミックス等の購入数量が確認できる帳票（例：納品書、領収書）この際、製品ごとの購入数量の単位が分かるようにすること（例：バラ25kg）。

（様式4）

- ・ 各ビスケット類オープンの全体が分かる写真及び製造業者と型式の分かる写真（ただし、製造業者と型式が不明なものは除く。写真には（様式4）の番号欄の該当番号を記入する

こと。)

ただし、「日EU・EPA発効に伴う菓子等の対策に係る事前調査実施要領」（令和元年8月30日付け元食産第1785号・元政統第757号農林水産省食料産業局長及び政策統括官連名通知）及び「日EU・EPA発効に伴う菓子等の対策に係る事前調査実施要領」（令和元年11月19日付け元食産第3173号・元政統第1224号農林水産省食料産業局長及び政策統括官連名通知）の第2の3の(1)の①により提出した報告書類の内容に変更がない場合、当該書類及び電子媒体の提出は必要としません。

#### イ 提出先

応募申請書及び事業実施計画報告書類：農林水産省食料産業局  
事業実施計画報告書類の(イ)の写し：輸入原料小麦粉等の購入先  
(製粉事業者又は小麦粉卸売事業者をいいます。以下同じ。)

- (2) (1)のビスケット類製造事業者に直接又は小麦粉の卸売業を営む者（以下「小麦粉卸売事業者」といいます。）を經由して販売している、製粉業を営む者（以下「製粉事業者」といいます。）

#### ア 提出書類

- (ア) (1)及び(3)により提出された報告書類に基づき取りまとめた小麦粉等の販売数量及び申請数量（様式7）  
(イ) 輸入原料小麦粉等の販売先（ビスケット類製造事業者又は小麦粉卸売業者をいう。以下同じ。）から提出される輸入原料小麦粉等の購入数量（様式2）の写しを取りまとめたもの

#### イ 提出先

アの(ア)については、農林水産省政策統括官  
イの(イ)については、農林水産省政策統括官付貿易業務課長

- (3) (2)の小麦粉卸売事業者

#### ア 提出書類

輸入原料小麦粉等の販売先から提出される輸入原料小麦粉等の購入数量（様式2）の写しを取りまとめたもの

#### イ 提出先

輸入原料小麦粉等の購入先（製粉事業者又は小麦粉卸売事業者）

## 2 提出期限等

提出書類は、令和2年7月15日までに、1に規定するそれぞれの提出先に1部提出してください。

## 3 提出に当たっての注意事項

- (1) 書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりません。  
(2) 提出期限内に到着しなかった書類は、審査対象となりません。  
(3) 一旦提出された書類の追加や差替えは、原則として認めません。

- (4) 書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 書類の提出は、原則として郵送（書留、特定記録等配達されたことが証明できるもの）又は宅配便（バイク便を含む。）とします。
- (6) 提出された書類は、採用、不採用にかかわらず返却いたしません。

#### 4 その他

提出された書類については、秘密保持に十分配慮し、審査以外には使用いたしません。

### 第8 補助金交付候補者の選定

#### 1 選定方法

事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」といいます。）は、書類確認及び審査によって選定します。

#### 2 選定の手順

選定は、次の手順により行います。

##### (1) 書類確認

農林水産省政策統括官付貿易業務課（以下「貿易業務課」といいます。）において、提出された書類の内容を確認します。その際、必要に応じて、応募者に対して問合せをします。

##### (2) 審査

農林水産省政策統括官において、3及び4に基づき審査を行い、補助金交付候補者を選定します。

#### 3 審査の観点

審査は、本事業の趣旨等を勘案しつつ、事業実施主体の適格性、事業実施計画の妥当性及び財政負担の軽減の観点から総合的に行います。

なお、書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

#### 4 審査の基準

審査は、次の項目について行います。

##### (1) 事業実施主体の適格性

- ア 輸入原料小麦粉等を用いてのビスケット類製造の有無
- イ 交付決定取消しの原因となる行為の有無

##### (2) 事業実施計画の妥当性

- ア 事業目的との整合性
- イ ビスケット類の製造実績
- ウ ビスケット類の原料となる小麦粉及びプレミックス等の使用量

##### (3) 財政負担の軽減

直接支払い額の妥当性

## 5 選定結果の通知

選定結果は、審査終了後、速やかに全ての応募者に対して通知するとともに、農林水産省ホームページにおいて公表します。

## 6 その他

審査内容は、非公開とします。また、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関する問合せにはお答えいたしません。

## 第9 補助金交付候補者決定後の交付決定に至るまでの必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い、速やかに、別添の実施要綱、交付要綱及び食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業実施要領（令和2年4月〇日付け元食産第5663号・令和2年4月1日付け元政統第1717号農林水産省食料産業局長通知、政策統括官通知。）に基づき、補助金の交付を受けるために必要な交付申請書を貿易業務課に提出してください。貿易業務課は、提出された申請書等を審査し、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

## 第10 公示への委任等

本事業の公募に関し必要な事項は、本公募要領に定めるもののほか、公示で定めます。公示は、原則7日間、農林水産省内1階の掲示板及び農林水産省ホームページ（ホーム > ご意見・お問合せ > 調達情報・公表事項 > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。